

#### (4) 関係者間の連携強化や役割分担の明確化

- ・ 新興感染症発生に備え、熊本市や医療機関、関係団体、消防機関等で平時から連携強化を図り、継続的に協議を行うため、「熊本県感染症対策連携協議会」を年1回以上開催します。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症対応の検証から抽出された課題については、今後も関係者で継続的に協議を行うとともに、新興感染症発生時を想定した訓練を行い、その結果に基づいて対策の見直し・強化を行います。

### 4. 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
① 入院確保病床数	—	【流行初期 <sup>①</sup> 】428床 【初期以降】1,131床 (令和11年度)	病床の確保に係る医療措置協定を締結した病院・診療所の確保病床数 <sup>②</sup> 【流行初期】新型コロナの令和2年(2020年)冬の感染拡大に対応できる水準 【初期以降】新型コロナ最大の水準
② 発熱外来医療機関数	—	【流行初期】100機関 【初期以降】777機関 (令和11年度)	発熱外来の実施に係る医療措置協定を締結した病院・診療所数 <sup>②</sup> 【流行初期】新型コロナの令和2年(2020年)冬の感染拡大に対応できる水準 【初期以降】新型コロナ最大の水準
③ 個人防護具を備蓄している医療機関の割合	—	80%以上 (令和11年度)	協定締結医療機関のうち、病院・診療所、訪問看護事業所について、個人防護具の備蓄に係る医療措置協定を締結した割合
④ 年1回以上、訓練を実施等している医療機関の割合	—	100% (令和11年度)	年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させた協定締結医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護事業所)の割合
⑤ 後方支援医療機関数	—	120機関 (令和11年度)	後方支援に係る医療措置協定を締結した病院・診療所数 <sup>②</sup> 新型コロナ最大の水準
⑥ 自宅等療養者への医療提供を行う医療機関数	—	820機関 (令和11年度)	自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置協定を締結した病院・診療所、薬局、訪問看護事業所数 <sup>②</sup> 新型コロナ最大の水準
⑦ 高齢者施設等への医療提供を行う医療機関数	—	390機関 (令和11年度)	前項のうち、高齢者施設等への対応が可能とした病院・診療所、薬局、訪問看護事業所数 新型コロナ最大の水準
⑧ 新興感染症発生時の発効協定割合(入院)	—	100%	(新たな新興感染症の発生・対応後に評価) 病床の確保に係る医療措置協定に基づいた対応が行われた割合

① 感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた後の流行初期の一定期間(3か月を基本とした必要最小限の期間)。

② 協定を締結した病院・診療所、薬局、訪問看護事業所については、一覧を作成し、県ホームページで公表。

第8次熊本県保健医療計画 現状把握のための指標一覧  
 (新興感染症発生・まん延時における医療)

病期・医療機能	S P O	重点●	指標名	調査の詳細		データ											単位	評価指標として使用			
				調査名	調査年(調査周期)	全国	熊本県		二次保健医療圏ごと												
							数値	全国順位	熊本・上益城	宇城	有明	鹿本	菊池	阿蘇	八代	芦北			球磨	天草	
入院	S	●	入院確保病床数	医療措置協定	R6(毎年)															床	○
発熱外来	S	●	発熱外来医療機関数	医療措置協定	R6(毎年)															機関	○
—	S	●	個人防護具を備蓄している医療機関の割合	医療措置協定	R6(毎年)															%	○
—	P	●	年1回以上、訓練を実施等している医療機関の割合	医療措置協定	R6(毎年)															%	○
後方支援	S	●	後方支援医療機関数	医療措置協定	R6(毎年)															機関	○
自宅等療養者への医療提供	S	●	自宅等療養者への医療提供を行う医療機関数	医療措置協定	R6(毎年)															機関	○
自宅等療養者への医療提供	S		高齢者施設等への医療提供を行う医療機関数	医療措置協定	R6(毎年)															機関	○
—	P		新興感染症発生時の発効協定割合(入院)		新興感染症発生時															%	○

今後調査予定